

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	1	児童福祉
分科会	5	児童福祉分科会	調整項目	5	出生祝金制度

中条町担当	町民福祉課	福祉保育係	担当者名	
黒川村担当	住民課	保健衛生係	担当者名	

現況			調整方針	備考																				
記載事項	中条町	黒川村																						
名称	制度なし	黒川村健康母子手当金	現行のとおりとする。 合併後、3年以内に統一する。																					
目的		将来における健全な家庭構成の育成並びに次代を担う若者層の確保と併せて、村政の発展を図ることを資する。																						
事業概要		第3子以降を出産したものに「黒川村健康母子手当」を支給する。																						
対象者		本村に住所を有し、出産によって3人以上の子の母親となった者。ただし直接原因となる子の出産後14日を経過した時期において3人以上の子が生存するものとする。																						
給付額		第3子 100,000円 第4子以上 150,000円(2人以上同時に出産した場合は1子毎を対象とする。)																						
14年度決算額		900,000円																						
15年度予算額		1,300,000円																						
関係法令等		黒川村健康母子手当支給条例			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">財政への影響額</th> <th colspan="2">単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>1,300</td> <td>1,300</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,300</td> <td>4,650</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> 備考 平成15年度当初予算ベース	財政への影響額		単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町	0	0	0	黒川村	1,300	1,300	0	計	1,300	4,650
財政への影響額		単位：千円																						
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																					
中条町	0	0	0																					
黒川村	1,300	1,300	0																					
計	1,300	4,650	0																					